

業界初！ 対人事故で過失相殺なしに損害額全額を補償！

自動車保険新特約 10月1日始期契約より発売

(正式名称：対歩行者等事故傷害補償保険特約)

平成16年7月22日

あいおい損害保険株式会社(社長 児玉 正之)は、平成16年10月1日始期契約より、自動車保険の主力商品『トップラン』に自動付帯する新特約として『対歩行者等事故傷害補償保険特約』を発売いたします。

本特約は、自動車保険に対するお客様の最大ニーズである「事故のスピード解決」を実現させるため、被害者の過失分を相殺せずに損害額全額を補償する画期的な新補償であり、『トップラン』の『スピード解決3兄弟』をさらにパワーアップさせる当社独自の新商品です。

1. 開発のコンセプト

この特約は、「歩行者」や「自転車により通行中の方」等の対人事故被害者に対して、被害者過失の大小を問わず、損害額全額を自賠責保険・対人賠償保険とともに補償するものであり、この特約を付帯することによって、

契約者・被害者双方からご理解が得にくかった被害者の過失分について相殺せず、被害者の損害額全額を補償できる。

保険会社が示談代行を行うことができなかった「明らかに自賠責保険の支払範囲内となる事故」についても事故解決を提供できる。

という従来の自動車保険ではできなかった踏み込んだ対応が可能となります。

この特約を『トップラン』の『思いやり特約』の一つとして全件自動付帯することによって、『スピード解決3兄弟』がさらにパワーアップし、示談交渉もスムーズに進み、事故のスピーディーな解決が図れます。

2. 補償内容

対象事故

対人賠償事故によって「歩行者」「自転車により通行中の方」「車対車事故の相手自動車の運転者以外の同乗者」等を死傷させてしまった場合。

(注) 自賠責保険の支払範囲内となる事故の場合も対象となります。

支払保険金

対人賠償保険でお支払いの対象とならない被害者過失部分について、人身傷害補償保険の支払基準(社会保険等の公的制度の適用がある場合は、公的制度を利用した前提で算出した額、かつ、実際に負担した額)にて補償します。

- (注1) 契約者の法律上の損害賠償責任がまったく発生しない場合等、対人賠償保険が免責または無責の事故はお支払いの対象となりません。
- (注2) 「被保険自動車に搭乗中の方」、「相手自動車を運転中の方とその家族」または「相手自動車の正規の乗車装置のある室内以外の場所に搭乗中の方」は、お支払いの対象となりません。
- (注3) 自賠償保険、対人賠償保険または被害者に適用される他の人身傷害補償保険等によって支払われる金額がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

3. 保険料例

保 險 種 類	: 『トップラン』
車 種	: 自家用普通乗用車（新車割引あり）
料 率 ク ラ ス	: 対人5 対物5 傷害5 車両5
ノンフリート等級	: 10等級
年 齢 条 件	: 35歳未満不担保
使 用 目 的	: 日常・レジャー
免 許 証 の 色	: ゴールド免許
補 償 内 容	: 車両保険 = 一般車両 100万円（免責0 - 10万円） 対人・対物 = 無制限 人身傷害 = 3000万円 搭乗者傷害 = 1000万円
特 約	: 『スピード解決3兄弟』付帯（「思いやり特約」（自動付帯）・「弁護士費用等担保特約」・「対物差額修理費用担保特約」）

「対歩行者等事故傷害補償保険特約」を付帯しない場合	「対歩行者等事故傷害補償保険特約」を付帯した場合
年間保険料 114,420円	年間保険料 115,760円 （特約保険料 + 1,340円）

以上